

低入札価格調査（備北地区県立学校寄宿舎給食調理業務（三次高、庄原格致高、庄原実業高及び西城紫水高））

費目	入札内訳額（A）		契約の相手方として不相当であると判断する場合	最低限度額（B）	比較	判定
		事業者による算定基礎				
直接人件費	16,480,800円	賃金の時間単価（平均937.5円）×業務に必要な月労働時間数（平均122.08時間）×4校×36か月（労働者は1日当たり4時間程度・週3日程度勤務）	<input type="checkbox"/> 賃金の時間単価が最低賃金を下回っている場合 <input type="checkbox"/> 事業者の算定額の合計が「最低賃金額×業務に必要な労働時間数」の額に満たない場合（低入札価格調査制度事務処理要領7(3)ア）	15,333,084円 （調査時点の最低賃金：899円）	A > B	適正
直接物品費	614,376円	消耗品費（月額）×月数（36か月）	—	—	—	—
健康保険料相当費	0円	（適用外のため算定なし）	<input type="checkbox"/> 事業者の算定額が関係法令の規定によって算定する金額に満たない場合（低入札価格調査制度事務処理要領7(3)イ） <input type="checkbox"/> 事業者が算定した各保険料相当費に係る算定基礎のいずれかが、当該業務を行うために必要な人数又は労働時間数を満たしていないことが明らかである場合（低入札価格調査制度事務処理要領7(3)ウ） <input type="checkbox"/> 低入札価格調査の時点において、事業者が被保険者の資格取得等に係る届出を行っていない場合（低入札価格調査制度事務処理要領7(3)エ）	—	—	—
厚生年金保険料相当費	0円	（適用外のため算定なし）		—	—	—
労働保険料（労災保険料）（雇用保険料）相当費	494,424円	直接人件費×保険料率		148,311円 （調査時点の保険料率：労災0.3%、雇用0.6%）	A > B	適正
その他の費用	410,400円	被服費、検便検査費、事務費、通信費	—	—	—	—
消費税及び地方消費税相当額	1,800,000円	（上記の計の10%）	—	—	—	—
合計	19,800,000円			15,481,395円	—	適正

備北地区県立学校寄宿舍給食調理業務の概要及び低入札価格調査制度について

1 備北地区県立学校寄宿舍給食調理業務の概要

(1) 契約の概要

契約形態	学校名	入舎生徒数 〔令和5年5月時点〕	契約期間	委託業者	契約金額 (税込)
一括契約 (三次高校で 一括契約)	三次高	60人	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで 〔令和5年9月6日 付け契約解除〕	㈱ホーユー	19,800,000円
	庄原格致高	51人			
	庄原実業高	27人			
	西城紫水高	23人			

(2) 契約方法 一般競争入札（低入札価格調査対象）

(3) 主な経費の負担区分

発注者	寮生等	受注者
<ul style="list-style-type: none"> 調理器具 (消耗品を除く。) 厨房用機器 衛生害虫駆除費 施設維持管理費 	<ul style="list-style-type: none"> 食材料費 光熱水費 食器類 調理用具(消耗品) 残飯用ゴミ袋 食器洗浄用洗剤 布巾等漂白剤 	<ul style="list-style-type: none"> 給食調理に係る人件費 事務用品 保健衛生費(検便手数料、健康診断費、クリーニング、消毒薬、盛付手袋等) 被服費 消耗品費(保存食用保存袋、タオル、ペーパータオル等(公費・寮生負担以外のもの)) 保存食材料費 供用施設・供用物品以外の業務上必要な機器 諸雑費

2 低入札価格調査制度について

(1) 概要

低入札価格調査制度は地方自治法施行令で定められている制度で、本県で行う委託・役務業務契約については、労働関係法令等に係る必要な経費が計上されていないなどの不当な低価格入札による契約を防止するため、平成28年1月に導入している。

(2) 対象業務

次の業務については、低入札価格調査制度事務処理要領に従い、適用の可否を判断する。

- ・ 人件費の割合が設計金額の過半を占める業務
- ・ 常時人員を配置する必要がある業務
- ・ 過去の入札状況から過当競争等による低落札となることが予想される業務

(3) 低価格入札があった場合の対応

調査対象者から提出された資料をもとに、業務の履行において必要となる労働者の賃金や、社会保険等に係る保険料相当額が全て入札価格に計上されているかを調査し、問題がない場合には、調査対象者と契約を締結する。